

佐賀県スポーツビジネス展開事業補助金

令和7年度募集要領

1 応募方法及び応募書類受付期間

(1) 応募方法

応募フォームにより、応募してください。

(2) 応募書類受付期間

令和7年4月30日（水）～令和7年6月13日（金）

2 事務局（お問い合わせ先）

佐賀県 SSP 推進局 SAGA スポーツピラミッド推進チーム スポーツビジネス担当

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

電話：0952-25-7623

Email: ssp-g@pref.saga.lg.jp

佐賀県 SSP 推進局

SAGA スポーツピラミッド推進チーム



I 佐賀県スポーツビジネス展開事業補助金について

令和7年度「佐賀県スポーツビジネス展開事業補助金」（以下「補助金」という。）の募集を行いますので、交付を希望される方は、下記に基づき応募されるようご案内いたします。

1 制度の目的

本補助金は、SAGA スポーツピラミッド構想（SSP 構想）の目指す将来像の一つである「スポーツを活かしたビジネスシーンが広がる社会」の実現に向けて、飲食、小売、ICT、健康、ファッションなど現在、自企業が行っているビジネスに新たに「スポーツ」という要素を掛け合わせることで、スポーツビジネスを創出するとともに、その事業化に向けて、試作品などのプロトタイプの開発、実証事業の実施などを支援することで、資金調達が可能な事業への成長を後押しすることを目的とします。

2 補助対象者

補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- (1) 佐賀県内に登記簿上の本店及び主たる事業所を有する法人、又は佐賀県内に住民票の住所地及び主たる事業所を有する個人であること。
- (2) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者。
- (3) 現在、スポーツビジネスに取り組んでいる又は新たに取り組む意志があること。
- (4) SSP構想に共感し、SSP構想への還元を行う意志があること。
- (5) 法人県民税、法人事業税（個人事業主の場合は個人県民税、個人事業税）等、佐賀県に納付すべき税金について未納等がないこと。

ただし、以下の①及び②に該当する者は、対象者から除外されます。

- ① 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者、及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していること。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ② その他知事が不適当と認める者。

3 補助対象事業

補助金の交付の対象として認められる事業（eスポーツも含む）は、次の各号に該当する事業を対象とします。ただし、単なるスポンサーシップを締結するものは除きます。

- (1) 佐賀のスポーツ団体やスポーツイベントとの連携やスポーツ施設の活用等スポーツに関するビジネス
- (2) その他、SSP構想が目指す「スポーツを活かしたビジネスシーンが広がる社会の実現」に向け、県が適当と認める事業

4 補助金の補助率及び補助限度額

補助率	補助限度額
補助対象経費の3分の2以内	100万円※

※補助金交付額は、補助金の合計額の千円未満を切り捨てた額となります。

5 補助対象経費

補助対象経費の内容は、次のとおりとします。

対象経費	内 容
試作・開発等費	原材料費、機械装置等費、試作・試行・実験費、技術導入費 等
販路開拓費	展示会等出展費、広告宣伝費、マーケティング費 等
委託費	外部の機関等に補助事業の一部を委託する経費
事業関連費	謝金、旅費、受講料、調査費、印刷製本費、通信運搬費、レンタル費 等
その他経費	上記の他、知事が特に必要と認める経費

※以下の経費は、補助対象になりませんのでご注意ください。

- 補助金交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を実施したもの
- 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- 商品券等の金券
- 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- 不動産の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
- 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- 収入印紙
- 振込等手数料（代引手数料を含む。）
- 公租公課
- 各種保険料
- 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- 補助金事業計画書、交付申請書等の書類作成・送付に係る費用
- 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン・プリンタ・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機など）の購入費
- 原則、中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

6 令和7年度予算額及び採択予定件数

予算額：4,000千円

採択件数：数件程度

7 補助事業期間

交付決定日から令和8年3月13日（金）まで（左記の期間に支払いまで全て完了する必要があります（未払金は補助対象とはなりません。）。

一般的には、県から交付決定を受けた日が事業計画の開始日となります。そのため、契約に類する行為（発注や売買契約の締結等）については、交付決定日以降の日時でなければ補助事業の対象経費として認められません。

なお、知事が必要と認める場合は、補助対象事業に対し複数年の補助を行います。ただし、3年間（3回）を限度とします。

8 申請手続等

(1) 受付期間

令和7年4月30日（水）～令和7年6月13日（金）

(2) 応募方法

下記URLよりお申し込みください。

<https://logoform.jp/form/jbBd/1012581>

9 審査方法等について

(1) 審査方法

審査は、一次審査及び二次審査により実施いたします。一次審査は書面審査、二次審査は対面審査（オンラインも可）により行うものとします。

なお、一次審査で書類審査を行ったもののうち、各審査委員の点数合計の平均点が60点を超える上位5者にランク付けされる応募者に対して二次審査を対面で行い、その中から決定します。

(2) 審査基準

佐賀県スポーツビジネス展開事業採択審査委員会において、以下の基準により、事業内容の審査を行います。

項目	観点	配点
(1) 事業の概要・目標	<ul style="list-style-type: none">目標達成に向けて、やり遂げるだけの強い意志や覚悟を感じられるか。その他、評価すべき点があるか。	20点
(2) 課題の把握	<ul style="list-style-type: none">解決しようとしている課題または提供価値を明確にして、言語化できているか。その他、評価すべき点があるか。	8点
(3) 具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none">取組内容が具体化され、魅力的か。ビジネスの実現に必要なスキルやノウハウ、経験などを有しているか。自身に足りない要素について、それを補うパートナーなどを有しているか。その他、評価すべき点があるか。	20点
(4) 競合比較	<ul style="list-style-type: none">競合となるものを適切に調査、把握し、その中で独自性を発揮しうるか。その他、評価すべき点があるか。	8点
(5) 市場性	<ul style="list-style-type: none">どのような規模の市場を想定しているか。その市場に向けて事業を成長させうる計画を描いているか。対象とする市場は魅力的か。その他、評価すべき点があるか。	8点
(6) 期待される事業の成果・効果・将来の継続展望等	<ul style="list-style-type: none">ビジネスとして成立しうる手応えやエビデンスを得ているか。その手応えやエビデンスは今後の実現可能性を担保しうるか。その他、評価すべき点があるか。	8点
(7) どのような形でSSP構想に協力するのか、その内容	<ul style="list-style-type: none">SSP構想へ協力する意志は十分か。SSP構想への協力内容が具体的か、また、魅力的か。その他、評価すべき点があるか。	20点
(8) 投資効果と県内定着	<ul style="list-style-type: none">県内の産業振興策としての投資効果は認められるか。県内を拠点としたビジネスを展開する意志は十分か（流出の懸念はないか。）。その他、評価すべき点があるか。	8点
合計		100点

(3) 通知

審査結果については、申請者あてに通知します。その結果採択となった場合には、補助

金の交付等に係る必要な手続きを行っていただきます。

(4) 公表

採択となった場合には、事業者名、事業テーマ、補助金対象年度を公表します。

(5) 助言

採択となった場合には、事業のプラッシュアップ等のため、県が選任したアドバイザーからの助言等を受けていただく必要があります。

10 補助金の支払

補助金の支払については、知事が必要と認めたときは、概算払とすることができます。

補助事業が令和8年3月13日（金）より前に完了した場合は、補助事業実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払となります。

原則として、補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象物件や経理書類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。

補助事業終了後に提出していただく補助事業実績報告書（様式第6号）を基に『額の確定』をしますので、その『額の確定通知』後、精算払請求書（様式第8-2号）を提出していただくことになります。

11 事業者の義務

本事業における補助金の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 変更（様式第2号）、中止（廃止）（様式第3号）、取下（様式第4号）の承認

交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合は、事前に知事の承認を得なければなりません。ただし、補助金額に変更がなく補助事業に要する経費の配分のうち、各経費区分のいずれか低い額の20パーセント以内の金額の変更については、この限りではありません。

なお、補助金額の増額変更はできません。

また、補助事業を中止若しくは廃止又は取下しようとする場合も、事前に知事の承認を得なければなりません。

(2) 事業遂行状況の報告（様式第5号）

必要に応じ、事業遂行状況報告書（様式第5号）の提出を求めることがあります。

(3) 消費税及び地方消費税仕入控除税額（様式第7号）

交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して申請しなければなりません。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

なお、消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、知事に速やかに報告し、指示に従わなければなりません。

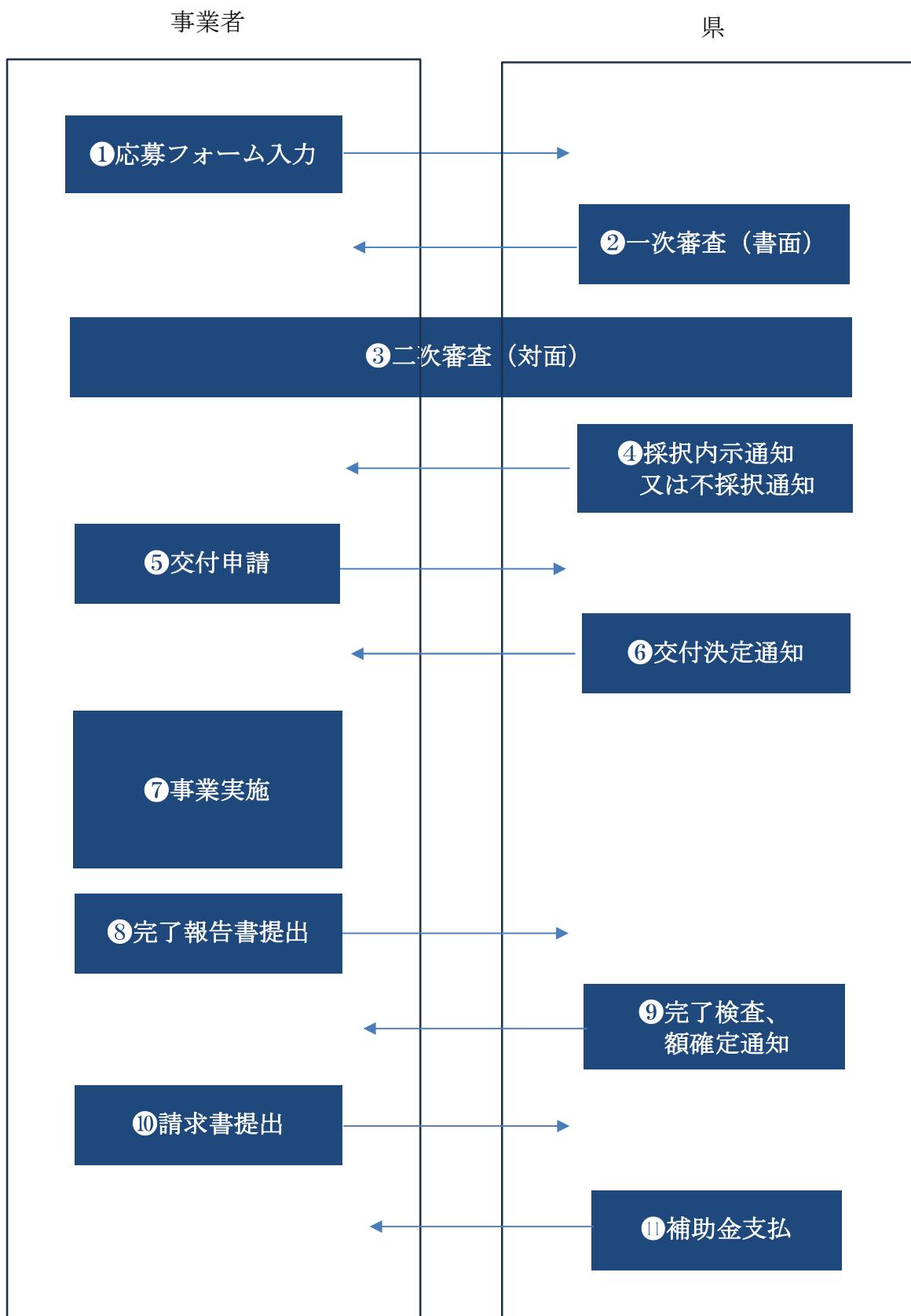
(4) 購入物件の管理及び財産処分の制限（様式第9号）

補助事業により取得又は効用が増加した単価10万円（税抜）以上の器具等財産については、補助事業の終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図り、知事が別に定める期間以前に当該財産を処分等する必要があるときは、事前に知事の承認を得なければなりません。また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は県に納付する必要がある場合があります。ただし、補助事業者が本補助事業の成果を活用して実施する事業に使用するために取得財産（機械・設備に限る。）を転用（財産の所有者の変更を伴わない目的外使用をいう。）する場合は、その旨を記載の上、申請書を提出し、知事の承認を受けた補助事業者については転用に係る納付を免除することができます。

(5) 帳簿記載、証拠書類の整備保管

補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

12 拠助事業の流れ



※事業実施前に概算払することも可能です

II 指定事業を進めるにあたっての留意事項等

1 指定事業の経理

指定事業に係る経理については、会社本体の事業と指定事業を区分して経理を行い、指定事業であることを明確にしてください。経理書類及び証拠書類は一般事業とは区分して整理保存し、その取扱いには十分注意し、指定事業終了後5年間保存してください。

(1) 証拠書類等の整備

ア 支出証拠書類

- ・ 指定金は、公的資金である以上、適正なプロセスを経て事業が行われなければなりません。それを証明するためにも、見積書、注文書（控）、契約書又は注文請書、仕様書、納品書、請求書、領収書、銀行払込受付票等などの書類が必要になります。
- ・ 指定対象となる物件は、交付決定以降、指定事業期間内の間に購入してください。証拠書類によって指定事業に要した経費が確認できない場合は、指定金交付決定がなされいても指定金の支払いができませんので、特に注意してください。
- ・ 仕入先の値引き、代金払い戻し（リバート）等による返金があった場合、返金分を除く金額が指定対象となります。
- ・ なお、これらの証拠書類については、指定事業に係る分を別に整理して、1件の支払いごとに見積書、注文書（控）、契約書又は注文請書、仕様書、納品書、請求書、領収書、銀行払込受付票等をセットにし、帳簿と照合できるようにしておいてください。

イ 県とやりとりした書類は、全て指定事業終了後、5年間保存してください。

- i 指定事業応募用紙控
- ii 交付申請書控
- iii 事業採択、交付決定通知書
- iv 遂行状況報告書控（提出を求められた場合）
- v 実績報告書控
- vi 額の確定通知書
- vii 精算払請求書控〔前既払請求書控、概算払請求書控〕など

(2) 支払方法（支払いの事実が確認できる方法により支払いを行ってください。）

ア 原則として銀行振込によるものとし、指定事業以外の事業と混合しての支払い、相殺しての支払い、手形の裏書譲渡による支払いをしないでください。

イ 振込手数料は指定事業の対象経費にはなりませんので注意してください。

ウ 自社等で所有していた、在庫品を使用する場合及び購入した原材料等が使いきれず在庫品となった部分については、指定の対象なりません。

(3) 支払期日

指定事業は交付申請書別紙3の「完了予定日」までに終了するものとし、これに関する支払いは必ず令和8年3月13日（金）までに（当座預金等から引き落として支払い事実が確認できる方法により）完了してください。

※ 手形で支払いをするときは、令和7年3月13日（金）までに決済できるものののみ指定事業の対象となっていますので、未払金を計上しないよう注意してください。

2 指定対象物件（試作品、備品、消耗品等）の管理

（1）指定事業により取得した試作品・試作機、機械等については、十分な注意を払って保管してください。

（2）試作・改良の記録（データ、図面等）や経理書類（伝票類、帳簿の該当欄）には 補（指定事業の意）の印を付しておくと便利です。

（3）指定事業で取得した物件については、取得した旨を示すシールを張り付けてください（シールは別途送付します。）。また、指定事業以外の備品と明確に区別しておき、指定事業終了後5年間保存してください。

<表示の例>

令和7年度

佐賀県スポーツビジネス展開事業指定金物件一 N O 1

(4) 補助事業により取得した機械装置等の取得財産を処分しようとする場合は、補助事業が完了した後も佐賀県スポーツビジネス展開事業補助金交付要綱第14条に基づき、知事の承認を受ける必要があります。

この場合、取得財産を処分することにより収入があるときは、その収入の全部または一部を県に納付していただくことがあります。ただし、本事業の成果を活用して実施する事業に転用（成果活用型生産転用）の場合は、この限りではありません。

(5) 取得財産については、補助事業完了後も善良な管理者として注意義務が課せられます。

3 補助事業完了後

(1) 補助事業実績報告書の提出

補助事業完了後30日以内又は令和8年3月13日（金）のいずれか早い日までに実績報告書を提出していただきます。

(2) 補助事業の中間検査及び完了検査について

補助事業の実施状況を確認するため、県の担当者が現場にお伺いし、中間検査及び完了検査（現地調査）を実施する場合があります。

県は、補助事業の遂行状況について、当初の目的が達成されたか、補助金が適正に執行されているか等について、技術面及び経理面からの確認を行います。

この検査により、交付決定及び交付条件に適合していると判断したものについてのみ交付すべき補助金の額を確定し、補助金を支払うことになります。検査の実施に当たっては、県より事前に連絡しますので、検査が円滑に進むように以下の確認事項について準備して下さい。

完了検査において補助事業実績報告書と事業内容に相違があると認められる場合には、理由によっては、補助対象外となりうる場合があります。

検査において補助事業の証拠書類に不備が認められる場合には、補助対象外経費として取り扱う場合があります。

4 その他留意事項

補助事業の期間中又は終了後、補助事業で行った事業の成果について発表していただくことがあります。

本補助金について、お問い合わせのあった内容についてはその都度、県ホームページにてお知らせします。